

複数校合同チームの大会参加について（新人大会等）

愛媛県高等学校体育連盟

部員不足のため部活動の継続が困難となり、複数校合同での活動が行われている場合に限り、以下により大会参加を認める。

- 1 学校の統廃合に伴う複数校合同チームの大会参加について
 - (1) 学校の統廃合については行政的な問題であるので、統廃合の対象となった学校の部同士が、統廃合完了前の2年間に限り合同チームを編成し全ての大会に参加することを認める。
ただし、統廃合の予定があっても、単独チームでの出場も可能であり、学校の各部活動毎にその態度を決定してよい。
 - (2) 同一競技において、1人の選手が、単独チームと合同チームの両方に所属し大会出場することはできない。
- 2 部員不足等に伴う複数校合同チームの大会参加について
 - (1) 全国高等学校総合体育大会予選は、令和5年度1月23日付け令4全国高体連第332号「部員不足に伴う複数校合同チームの全国大会への参加について(通知)」及び、本連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。
 - (2) 上記(1)以外の県高体連主催・共催・後援大会への参加については、それぞれの参加規定により県高体連と関係専門部が協議し決定する。なお、その際には以下の事項に留意すること。

【 留意事項 】

- 1 愛媛県高等学校体育連盟及び各専門部は、複数校合同チームの活動について、勝利至上主義的発想でなく部活動活性化のためという基本的な考えに基づき、その成果を発表する場を設けるよう努力する。
- 2 合同チームの編成は、部員不足により単独出場できないチーム同士のものであること。また、日常的に合同練習を十分実施していることを条件とする。
- 3 合同チームの対象となる各校長が参加を認め、県高体連に対して別紙申請書を提出し許可を得ること。
- 4 県高体連と関係専門部は上記の申請を受け、大会参加料やチーム登録など十分に検討し審議する。
- 5 合同チームの引率は必ず各校顧問が行うこと。
- 6 保護者を含め関係者への周知についても徹底すること。